一の二　簡易土堤の高さは、次のイ又はロに掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定めるところによること。

イ　三級火薬庫　屋頂の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

ロ　煙火火薬庫等　軒の高さ（当該高さが一・五メートル未満の場合にあっては、一・五メートル）以上

一の三　簡易土堤の頂部の厚さは、六十センチメートル以上とすること。

二　簡易土堤は、十分な強度を有する側壁板及び支柱を用いて堅固に土留めし、火薬類の爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三　簡易土堤の頂部は、木板等で覆い、できるだけ雨水の浸入を防止するための措置を講ずること。

（防爆壁）

第三十一条の三　防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

（危険のおそれがない場合の特則）

第三十二条　第二十条、第二十一条及び第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

三の二　火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突その他これらに類する事象による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三　［略］

4　［略］

第六十七条　火薬類（不発弾等を除く。以下この項及び次項において同じ。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれがない方法により行わなければならない。

2　火薬類の爆発処理又は燃焼処理をする場合にあっては、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～六　［略］

3・4　［略］

［新設］

二　充分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。

三　頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないような構造とすること。

（防爆壁）

第三十一条の三　防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告示で定める基準に従って設置しなければならない。

（危険の虞のない場合の特則）

第三十二条　第二十条、第二十一条および第二十三条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然または人造の掩体の状態、土地または設備の状況、貯蔵火薬類の種類または数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもつて基準とする。

（火薬類取扱所）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　第一項の火薬類取扱所は、次の各号の規定によらなければならない。

一～三　［略］

三の二　火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

四～十三　［略］

4　［略］

第六十七条　火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

2　前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号から第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一～六　［略］

3・4　［略］